

単元未満株式をご所有の株主様へ

株式会社 **モリタホールディングス**

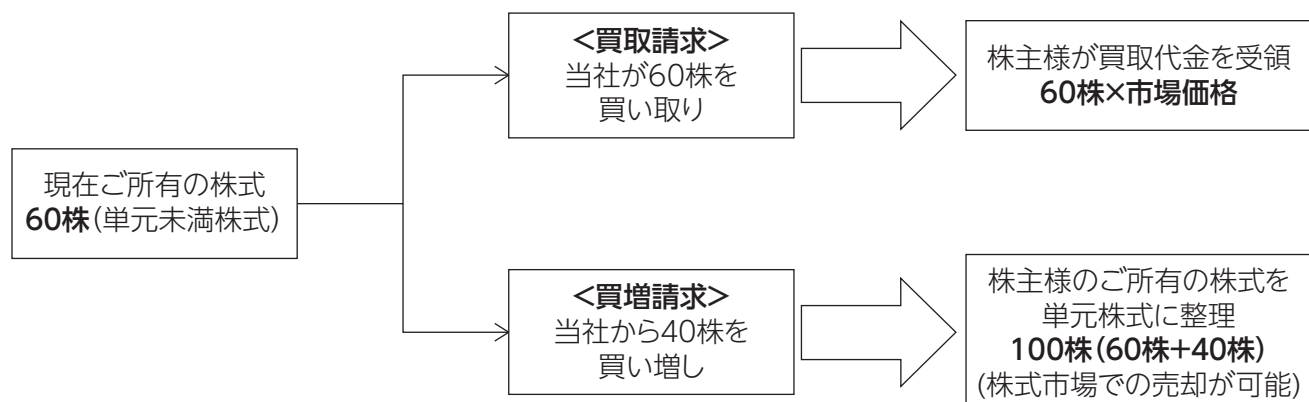
単元未満株式（1～99株）の買取請求及び買増請求制度のご案内

証券取引市場における当社株式の売買単位は100株（1単元）となっておりますので、単元未満株式（1～99株）につきましては市場での売買ができません。当社では単元未満株式につき、買取請求及び買増請求制度を実施しておりますので、ご案内申し上げます。

■単元未満株式の買取請求及び買増請求制度の概要

【買取請求】：ご所有の単元未満株式を当社に買い取るように請求できる制度です。

（例）当社株式を60株ご所有の場合、その60株を市場価格で当社に売却し、代金を受領する



【買増請求】：ご所有の単元未満株式を1単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買い増すことを当社に請求できる制度です。

（例）当社株式を60株ご所有の場合、40株を市場価格で当社から購入し、100株にする。

（次頁に続く）

■お手続きの方法

お手続きに関するお問い合わせ先は、単元未満株式をご所有されている口座によって異なります。

○証券会社の口座に記録されている単元未満株式

口座を開設されている証券会社へお問い合わせください。

○特別口座（※）に記録されている単元未満株式

三井住友信託銀行（特別口座の口座管理機関 兼 株主名簿管理人）へお問い合わせください。

※特別口座とは、2009年1月5日の株券電子化の前に「証券保管振替機構（ほふり）」に株券を預託されておらず、証券会社の取引口座（一般口座）に振り替えられていない株式を保有される株主様の権利を保全するために、当社が株主名簿管理人に当該株主様の名義で開設した口座です。

（お問い合わせ先）

三井住友信託銀行 証券代行部	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 ☎ 0120-782-031 フリーダイヤルでご利用いただけます。（オペレーター対応） 受付時間は土・日・休日等を除く平日9時～17時までです。
---------------------------	--

■ご注意事項

- 買取請求及び買増請求に関して、当社にお支払いいただく手数料は無料です。なお、証券会社の口座をお持ちの場合、別途、証券会社所定の手数料を要する場合がございます。
- 買取請求における1株あたりの価格は、買取請求書が当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行）で受理された日の、東京証券取引所の終値となります。
- 買増請求の効力は、買増請求書が当社株主名簿管理人で受理され、概算分の買増代金の入金の両方が確認された日に生じ、1株あたりの買増価格はその日の東京証券取引所の終値となります。
- 買取請求及び買増請求をされた後の取り消しはできません。
- 当社の決算日（毎年3月31日）、中間決算日（毎年9月30日）の直前等、請求の受付を停止する期間がございます。
- 買増制度により単元株式に整理されましても、特別口座のままでは市場での売却ができません。
お早目に証券会社に口座を開設されるか、お取引のある証券会社への振替をお願いします。

・本ご案内は、買取請求及び買増請求を強制するものではありません。お手続きに際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

以 上